

第6次 栄村総合振興計画
後期基本計画
(答申案)

令和3年10月

第6次栄村総合振興計画 後期基本計画 目次

第1部 基本構想

第1章 総合振興計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間	1
3 総合振興計画と栄村総合戦略との連携	2
第2章 計画の背景	3
1 栄村の概況	3
2 人口、産業の推移と動向	3
3 行財政の状況	4
第3章 栄村の人口推移と人口目標	6
1 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計	6
2 栄村人口ビジョンによる人口推計	7
3 人口ピラミッドに注目した分析から見えてくるもの	8
4 「人口ビジョン令和2年3月改訂」時の 村民アンケート調査結果から見えてくること	8
5 総合振興計画における人口目標	9
第4章 基本構想	10
1 将来像のテーマ	10
2 基本目標と指針	10
3 施策の体系	11

第2部 基本計画

第1章 持続可能なむらづくり	12
第1節 人口対策	12
第2節 集落の活性化	14
第3節 行政運営	15
第4節 自然保護と景観	17
第5節 新たな社会への対応	17
第2章 災害につよいむらづくり	19
第1節 防災・減災体制の強化	19
第2節 道路ネットワークの整備	20
第3節 豪雪災害対策	21
第3章 活力あるむらづくり	22
第1節 農業・畜産業	22
第2節 林業	23
第3節 商工業	24
第4節 観光業	25
第4章 健やかに暮らせる村づくり	27
第1節 子どもが健やかに育つ環境	27
第2節 高齢者福祉	28
第3節 健康増進と安心できる医療の確保	29
第4節 精神保健対策	31
第5節 障がい者（児）福祉	31
第6節 生活環境の整備	32
第7節 交通対策	34
第5章 豊かな心を育む村づくり	36
第1節 子どもを育む	36
第2節 地域を育む	37
第3節 歴史を学び、文化を育む	38

第1部 基本構想

第1章 総合振興計画策定の概要

第2章 計画の背景

第3章 栄村の人口推計と人口目標

第4章 基本構想

第1章 総合振興計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、村づくりの将来目標を示すとともに、村政を総合的、計画的に運営するために、施策の展開にあたっての基本方向を示すものであり、村政運営の最も基本となる計画です。

栄村は、平成29年度から平成38年度を基本構想期間とし、平成29年度から平成33年度までを基本計画兼復興計画（以下、前期基本計画という。）期間とする第6次「栄村総合振興計画」のもとで、村づくりを進めてきました。

前期基本計画は、「栄村震災復興計画」を引継いで策定され、長野県北部地震からの更なる復興を目指し取組んできました。

栄村がいま直面している最大の問題は人口減少です。平成27年国勢調査では1,953人、令和2年国勢調査（暫定値）では1,667人にまで減少しています。栄村が栄村らしく持続していくには一定の人口規模が必要です。一人でも多くの若者が村に住み、地域の活力となり、全ての村民が将来に自信と希望を持って暮らせる村を目指すため、強力な対策が求められています。

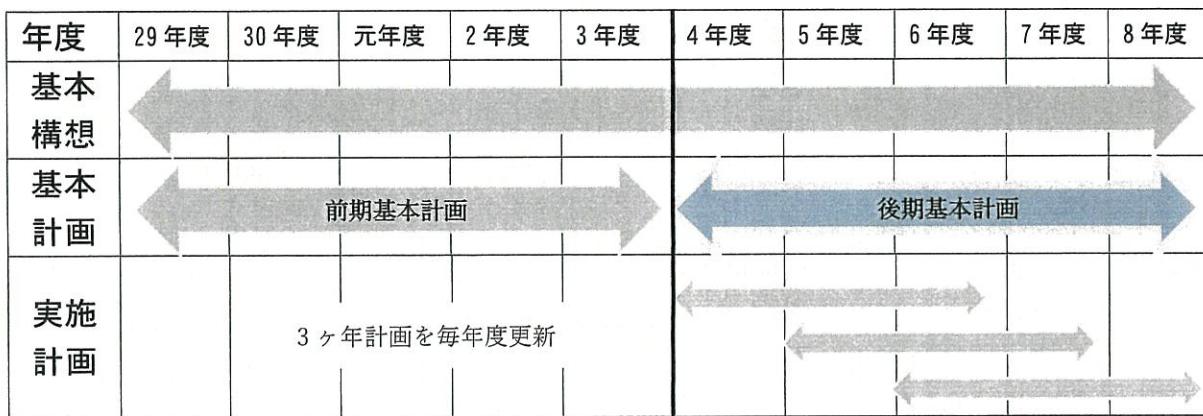
また近年、世界中で環境問題や気候変動・貧困・紛争・感染症の拡大など多くの課題に直面しており、このままでは安心して暮らし続けることが困難になっています。栄村においても豪雨や台風災害、夏の高温と冬の小雪といった異常気象に加え新型コロナウイルス感染症の拡大などの問題に直面しています。国連は2015年に「持続可能な開発目標（SDGs）」を決定しました。国内においても取り組みが広まっています。栄村でも生活環境の変化やライフスタイルや価値観の多様化にして、持続可能な発展を実現していかなければなりません。その中で時代に対応した行政運営や行政サービスの向上に取り組むことが必要です。

このような背景から、前期基本計画が終了することに伴い、次期村づくりの基本的な施策の体系を示すため、令和4年度から令和8年度までの5年間の後期基本計画を策定します。

2 計画の構成と期間

栄村総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成され、それぞれ次のような内容となっています。

基本構想	総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本指針です。
基本計画	基本構想を実現するために基本的な施策の体系を示したものです。
実施計画	基本計画に示された目的を達成するために必要な主要事業を明らかにしたものです。 計画期間は3年間とし、状況の変化に対応するため毎年度見直しを行うものとします。



3 総合振興計画と栄村総合戦略との連携

本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく地方版総合戦略「栄村総合戦略」としての位置づけも含めて策定するものです。

国の総合戦略「第 2 期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」

【基本目標】

- 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【横断的な目標】

- 1 多様な人材の活躍を推進する
- 2 新しい時代の流れを力にする

「しあわせ信州創造プラン 2.0」～学びと自治の力で拓く新時代～

- 1 学びの県づくり
- 2 産業の生産性が高い県づくり
- 3 人をひきつける快適な県づくり
- 4 いのちを守り育む県づくり
- 5 誰にでも居場所と出番がある県づくり
- 6 自治の力みなぎる県づくり

国の総合戦略・県の総合戦略

栄村人口ビジョン



第 6 次総合振興計画 後期基本計画

「一人一人が希望に満ちた生き方を創造できる村」

第 2 期 栄村総合戦略

第2章 計画の背景

1 栄村の概況

当村は、長野県最北端の県境に位置し、東西 19.1km、南北 33.7km、周囲 106.0km におよぶ 271.66k m² の広大な面積を有しています。

県庁所在地である長野市からは車で約 1.5 時間、JR 飯山線を利用すると約 2 時間の時間距離にあります。また東京からは、車では関越自動車道を利用し約 4 時間、鉄道では上越新幹線を利用し約 2.5 時間の時間距離にあります。平成 27 年には北陸新幹線飯山駅が開業、東京に向かう手段が増えたうえに北陸地域とも 2 時間弱で結ばれるようになりました。

村界は、東に苗場山頂を県境として新潟県湯沢町、北に沿って新潟県津南町、十日町市、北端は野々海峠を境として新潟県上越市、西には飯山市、南に沿って野沢温泉村や木島平村、山ノ内町、南端では群馬県中之条町（旧六合村）と接しています。

地形は、千曲川下流部塩尻地区の標高 256m を最低標高地とし、苗場山（2,145.3m）、佐武流山（2,191.5m）、鳥甲山（2,037.6m）など 2,000m 級の山々があり、高低差の激しい中に、中津川と志久見川が南北に流れ、北部を千曲川が西から東に横断して流れています。

気候は四季折々に特徴があり、特に冬期間には日本海からの季節風が関田山脈と三国山脈の影響により多量の降雪をもたらし、全国屈指の豪雪地帯となっています。冬期間の最大積雪深は 3m 前後を記録し、年間降水量も 2,000 mm に達しその半分は雪によるものです。このため水は豊かで植生に恵まれています。冬季は日本海型気候、夏季には内陸性気候の特徴を有しています。

2 人口、産業の推移と動向

(1) 人口

栄村は 1956 年（昭和 31 年）に下高井郡堺村と下水内郡水内村が合併して発足しました。

当時の人口は 7,972 人でしたが、切明地区で発電所の工事が行われていたため、それに伴う一時的移入者が約 1,200 人いましたので、村の人口は約 6,800 人だったと見るのが適切です。

その後、1960 年代、高度経済成長のための労働力移動で、農村部から都市部へ大勢の若者が流出しました。栄村もその例外ではなく、高度経済成長が大きな曲がり角を迎えた 1973 年（昭和 48 年）の第 1 次石油ショック時には栄村の人口は約 4,000 人まで減少しました。

昭和 50 年代（1975 年以降）、栄村では高齢者の死亡による人口減が、出生による人口増を上回るようになり、人口の自然減が次第に顕著になってきました。2000 年時点での村の高齢化率は 39%、日本社会全体の高齢化が心配される中で、栄村は多くの中山間地と同様、都市部に先行して超高齢化社会に突入し、自然減による人口の急減が現実化してきました。そして、同時に自然減よりも規模は小さいものの社会減（転出超過）が続き、人口減少に拍車をかけています。村の人口は、令和 2 年（2020 年）の国勢調査（暫定値）では 1,677 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」では、これまでの人口推移の傾向がそのまま続くなら、栄村の人口は、令和 22 年（2040 年）には 1,000 人を下回り、令和 27 年（2045 年）には 833 人にまで減少すると推計されています。

しかし、これはあくまでも「これまでの人口推移の傾向が続くならば」という前提です。

いま、栄村のような、いわゆる「過疎地域」の価値が再評価されてきています。その象徴が令和 3 年（2021 年）4 月から施行された新過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特

別措置法」です。同法は「前文」で、「過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが發揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている」と述べています。そして、「東京圏への人口の過度の集中により大規模な灾害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るために、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている」としています。

近年、新過疎法の考え方を裏付けるように、「田舎暮らし」を「望ましいもの」と考える若者が増えてきています。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「向都離村」から「離都向村」の動きが見られるようになっています。

こうした動向や新過疎法に象徴される過疎地域の位置付けの大きな変化を受けて、栄村が若者定住・Iターン移住施策や、村の豊かな自然を活かす積極的な産業・文化施策などを積極的に展開するならば、今後の村の人口推移に大きな変化を生じさせることは可能だと展望されます。

(2) 産業

当村は、農業を主産業としていますが、昭和55年の第1次産業就労者の割合が55.3%であったのに対し、平成27年には33.1%まで減少しました。

農業は、従事者の高齢化と後継者不足、農業をとりまく厳しい状況が続いています。そのため、集落営農の推進、農作業の共同化や法人化などを進めて、農業体制を再構築していくとともに、農業と他事業との連携による複合経営体系を目指しています。

また、近年の気候危機ともいえる事態を回避・軽減するため脱炭素化社会に向けた動きが加速しており、村内でも豊かな森林資源や水資源を活かして白鳥地区で木質バイオマス発電所、小赤沢地区で小水力発電所の建設設計画が進んでいます。こうした新たな再生可能エネルギー事業を支援推進することにより、脱炭素化社会へ貢献するとともに資源の利活用、新規の雇用創出、建設投資による経済効果などが期待されます。

3 行財政の状況

当村は広い村土に集落が点在するため、道路整備など社会資本整備には多額の費用がかかります。こうした地形的要因により、住民にさまざまな行政サービスを提供するのにも経費がかかります。役場の一般職員数は、平成27年4月1日現在80人、令和2年4月1日現在71人と年々減少していますが、住民一人当たりの職員数は他自治体に比べて多い状況です。

当村は、これまで限られた財源の中で原材料支給事業や田直し・道直し事業など、住民との協働事業を進めてきましたが、累積債務は、震災以降増加しており令和元年度末普通会計で約30億円となっています。これは震災後の緊急防災・減災事業債や過疎債の借入、近年の異常気象などによる災害復旧事業債の借入れが要因となっています。公債費比率は平成19年度までは20%を超える状況でしたが、令和元年度は2.6%と近年は2%台で推移しています。

基金残高については、震災以降増加傾向にあり平成29年度末には24億4,900万円となりましたが、令和元年度末には20億5,700万円まで減少しました。しかし、令和2年度は健全財政に向けて取り組みを始めたことにより財政調整基金を取崩すことなく財政運営を行い、基金残高

の減少を抑えることができました。

歳入財源の内訳を見ると、総額に占める村税の割合は 6%程度であり、地方譲与税や地方交付税などの占める割合は 50%以上と依存財源の占める割合が極めて高い状況であり、注視していく必要があります。経常収支比率は平成 20 年度までは 90%を超える状況で、それ以降は減少傾向にありましたが、近年は 80%前後と再び増加傾向にあります。

震災から 10 年が経過し、復興のための事業に取り組んできましたが、令和 3 年度をもって栄村震災復興特別基金が終了し、災害公営住宅に係る家賃低廉化事業の補助率も低下するなど、今後の歳入財源の確保が大きな課題となっています。

こうした状況から、今まで以上に補助制度の有効活用や事業の優先順位づけ、経常経費の削減などにより、長期的な見通しの中で健全な財政運営を図っていくことが重要です。

第3章 栄村の人口推計と人口目標

1 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

現在、国や自治体において将来像や人口の見通しについて考える際に、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の統計情報を活用することが一般的になっています。社人研とは、厚生労働省に属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向をとらえるとともに、国内外の社会保障政策や制度について研究する機関です。

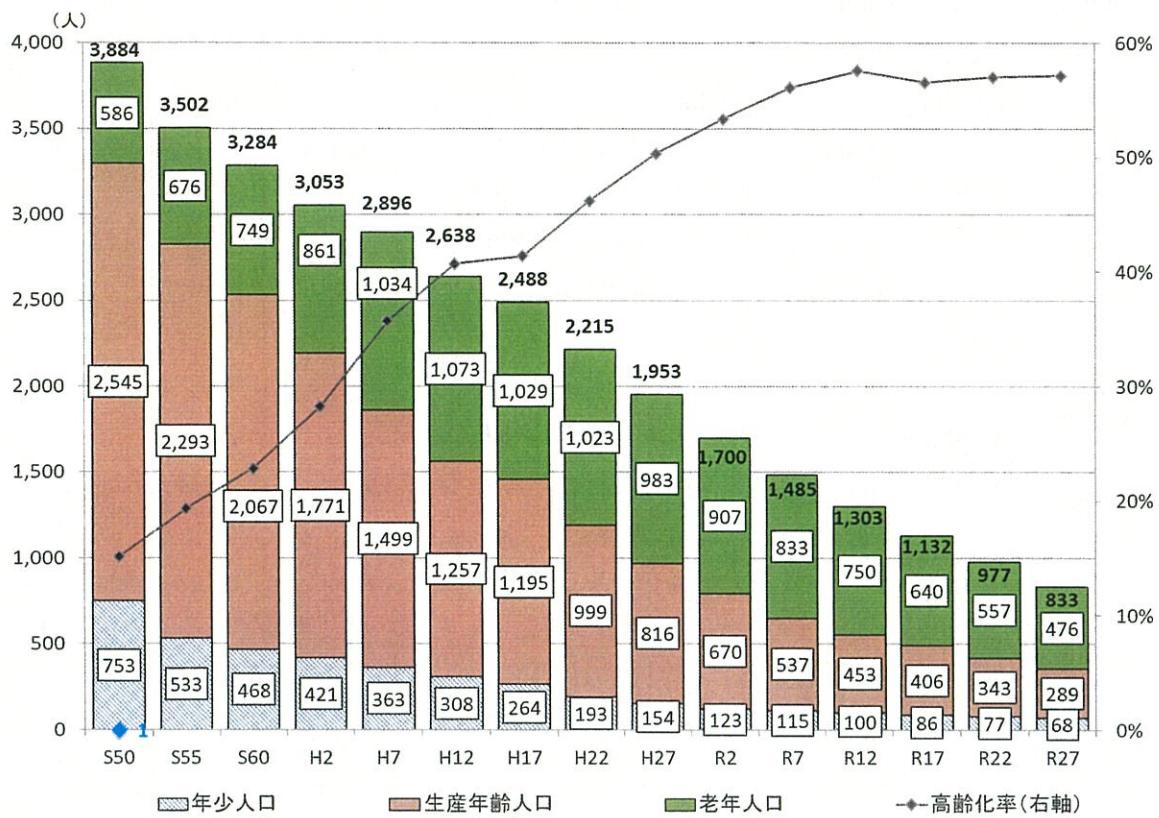
社人研による将来人口推計の基本的な手法は、「コーホート要因法」といいます。これまでの人口推移の傾向が続くことを前提に、年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。

社人研が、平成27年国勢調査を基本として平成30年3月に発表した栄村の人口推計は（図表1）のとおりです。日本全体の人口も減少が進み、2060年には1億人を切り9,284万人に、さらに2100年には6,000万人を下回ると推計しています。実際、日本の総人口は平成23年（2011年）以降、9年連続で減少しています。

年齢3区分人口では、図表1に示しているように、年齢3区分人口では、平成27年（2015年）には816人だった生産年齢人口（15歳～64歳）は、令和27年（2045年）には289人まで減少し、年少人口（0歳～14歳）も同様に68人まで減少すると推計されています。

一方で、高齢者人口（65歳以上）も減少し、高齢化率は令和12年以降横ばい傾向になります。しかし、生産年齢人口と年少人口も減少するため、高齢化率は50%台真ん中あたりで高止まりし、少ない生産年齢人口で人口全体の50%以上を占める高齢者世代を支えることが必要となります。これは非常に厳しい状況です。また、中山間地域である栄村にとって不可欠である水田や水路の維持、地域文化の土台となる祭礼などの継承をはじめとする地域活動に著しい困難が生じると懸念されます。

図表1 社人研による栄村の人口推計



(資料)総務省統計局「国勢調査」、長野県「毎月人口異動調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

2 栄村人口ビジョンによる人口推計

村では、社人研の人口推計と同様のコーホート法を用いますが、「これまでの人口推移の傾向が続く」ことを前提とするのではなく、村の施策等による人口動向の変化要因を組み込んで、独自の人口推計を行いました。その結果を図表2で示します。

図表2のAの線で示しているのは社人研の推計です。それに対して、Bの線は①「毎年3組の移住者（うち2組は新たな子育てが可能な世代）、②村の出産可能年齢の女性が一生涯のうちに産む子どもを2.16人と仮定する（それが可能となる子育て環境を整える施策を実施する）」という2つの要因を組み込んだ人口推計の結果です。そしてCの線は、令和2年時点の人口が将来も維持され続けた場合で、これは「年移住者14組（うち10組は新たな子育てが可能世代）」という変化要因を組み込んだ場合の人口推計の結果です。

栄村が令和2年3月改訂の「人口ビジョン」で示した令和27年（2045年）人口1,000人という目標値はBの線で示しているものです。今回の総合振興計画においては、このBの線で示される将来人口を目指すことを基本とします。

図表2・・・別紙配布資料

3 人口ピラミッドに注目した分析から見えてくるもの

図表2のBの線で示される将来人口を目指すことを基本にしたうえで、さらにもう一步踏み込んだ検討を行います。

図表3に、図表2の人口推計に伴う人口ピラミッドの変化を示します。

図表2のBの線（本計画の将来人口目標）に対応する人口ピラミッドを見ると、高齢人口率は令和7年55%、令和17年51%、令和27年48%と減少するのに対して、生産年齢人口率は、それぞれ37%、39%、42%と増加します。これは、村と地域の持続的可能性を高め、1項で指摘した懸念を和らげるものだと言えます（Aの線では高齢人口率が56～57%で推移）。

そのうえで、さらに注目すべきことは、いずれの人口ピラミッドも15～19歳から25～29歳の階層が極端に少なく（幅が狭く）なっています。その傾向は、「年間移住者3組」（Bの線）の場合も、「年間移住者14組」（Cの線）の場合も変わりありません。

これは、「高校、専門学校、大学等を卒業した村の若者の多くが就職のために村を出る」割合がこれまでと同じ値で推移することが推計の前提として組み込まれているためです。

のことから、「高校、専門学校、大学等を卒業した村の若者」が村に定住しながら希望する就職先を確保できるかどうかが、今後の村の人口展望にとってきわめて重要であることが読み取れます。この点が改善されなければ、「年3組の移住」（さらには「年14組の移住」）が実現されても、村の人口ピラミッドの改善は実現できません。

4 「人口ビジョン令和2年3月改定」時の村民アンケート調査結果から見えてくること

村では「人口ビジョン令和2年3月改訂」にあたって、「定住意向や人口減少問題等に関する意識調査」（以下「全体調査」という）と「若い世代への意識調査」（以下「高校生調査」という）を実施しました。

この調査からさまざまなことが読み取れます、とくに大事な点が2つあります。

1つは、「全体調査」から村民が「実際に産み育てられる」と考える子どもの数の平均が2.16人であることです。のことから、村が子育て支援策を充実させることにより、村の出生率の目標値を2.16とすることは現実的であると考えることができます。このことは、2で示した「栄村人口ビジョンによる人口推計」に組み込んでいます。

もう1つは「高校生調査」において、定住意向の問い合わせに対する「ずっと住みたい」と「一度村外へ出ても、将来的に栄村へ戻って住みたい」とする回答が合わせて27.8%（「わからない・その他」は38.9%）であるのに対して、「栄村は働きやすそうな村だと思うか」という問い合わせに対しては、66.7%が「思わない」と回答していることです。

これは単に「働く場がない」ということだけを意味しているのではなく、若者が望むような職種・働く場が圧倒的に不足していることを示しています。

したがって、高校や大学で学んだ知識や経験を活かせる職種や職場を、村の豊かな自然環境や文化・伝統を活かしつつ、確保・拡充していくことが必要です。この点での積極的な施策を実現していけば、人口ビジョンにおける「年間移住者3組」の推計結果はIターン者だけでなく、Uターンの若者、定住の若者によっても実現可能であり、「3 人口ピラミッドに注目した分析から見えてくるもの」で示した人口ピラミッドの問題点を改善していくことが可能となります。

5 総合振興計画における人口目標

「栄村人口ビジョン」に基づき、総合振興計画における人口目標を設定し、行動していきます。

数値目標	基準値 (R2)	目標値 (R8)
目標人口(長野県人口異動調査数) 基準日：10月1日 条件 ①合計特殊出生率 2.16 ②移住者数 年3組（6人）	1, 667人	1, 500人
年少人口数（0-15歳以下）	107人	119人
社会動態数	△9人	8人

第4章 基本構想

1 将来像のテーマ

「一人一人が希望に満ちた生き方を創造できる村」

恵まれた自然環境や歴史・文化を再認識して、一人一人が自由に穏やかに誇りをもって生活できる村、将来に自信と希望を持てる村を目指します。

2 基本目標と指針

基本的な村づくりの目標を次のとおり設定し、行動していきます。

(1) 持続可能な村づくり

栄村が大きな自然空間を活かした低密度居住地域として、地域を持続的に発展させることは先進的意義を有し、国土全体を守る役割を担います。

また、若者の人口を増やすと共に、村の土台である集落を維持させるため、集落間連携等の新しいあり方を創造し、住民自治と行政が協働して持続可能な村づくりを推進します。

(2) 災害につよい村づくり

今、気候変動を主要因とするさまざまな自然災害に直面しています。

私たちは、震災を乗り越えた経験を大切にして、村民一人一人が平素から自然災害がもたらす危険をチェックして、命を守る行動ができるようにします。そして、災害に備える態勢を不斷に整備し、災害につよい村を目指します。

(3) 活力ある村づくり

地域資源の複合的有効活用により、村の産業を力強く発展させていきます。

村の土台を成す農林畜産業の持続的発展と、豊かな自然環境を活かした山村体験型観光の創造的な展開を目指します。さらに、豊かな自然環境を活かした再生可能エネルギー産業を軸に商工業の新たな発展を目指します。

(4) 健やかに暮らせる村づくり

子どもたちがのびのびと逞しく育ち、お年寄りがいつまでも元気に生きがいと楽しみをもって暮らし続けられるように、福祉や医療体制の充実に努めます。

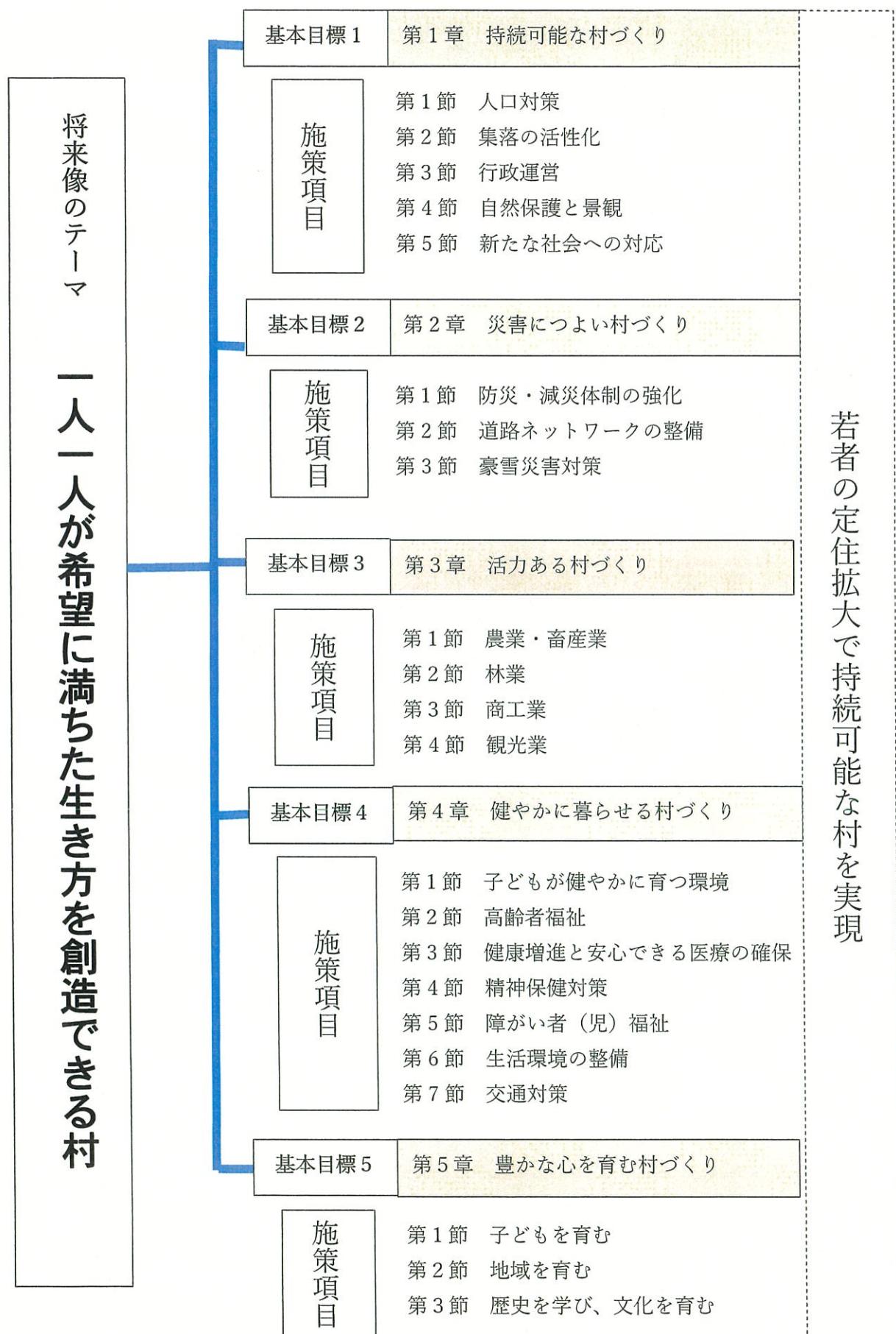
村民一人一人が「自らの健康は自ら守る」意識を醸成し、「互いにいたわり助け合う」やさしさと思いやりのある村を目指します。

(5) 豊かな心を育む村づくり

少数社会であるからこそできる、「一人一人を大切にし、その能力を豊かに育み、現代社会で自立できる多様な能力を身につけた子どもたちを育てる」教育を実現します。

また、子どもからお年寄りまで、全ての村民に学ぶ機会を提供し、村の持続的発展の担い手として絶えず成長する村を目指します。

3 施策の体系



第2部 基本計画

第1章 持続可能な村づくり

第2章 災害につよい村づくり

第3章 活力ある村づくり

第4章 健やかに暮らせる村づくり

第5章 豊かな心を育む村づくり

第1章 持続可能な村づくり

栄村が大きな自然空間を活かした低密度居住地域として、地域を持続的に発展させることは先進的意義を有し、国土全体を守る役割を担います。

また、若者の人口を増やすと共に、村の土台である集落を維持させるため、集落間連携等の新しいあり方を創造し、住民自治と行政が協働して持続可能な村づくりを推進します。

第1節 人口対策

1 帰住・移住・定住の促進

【現状と課題】

- ・進学や就職などをきっかけに多くの子どもたちが村を離れています。
- ・新型コロナウイルス感染症の大流行を契機として、過密でない地方の良さが見直され、都市部から地方への移住が加速しています。
- ・栄村への移住が進まない原因として、冬の豪雪が敬遠されることや、住宅と仕事の確保が難しいことに加え、そもそも移住希望者に栄村の存在が認知されていないことが考えられます。
- ・一方で、栄村の自然豊かで穏やかな暮らしに魅力を感じ、移住する方がいます。
- ・地域おこし協力隊を平成27年から令和2年までに10名採用し、現在3名が定住しています。

【施策の方針】

☆一度村を離れた子どもたちや子育て世代に栄村へ帰住・移住してもらえるよう、安心して子育てのできる環境づくりや、移住後の支援、住宅の確保など受け入れ体制の整備を積極的に進めます。

- ・新卒の村の若者が一人でも多く定住できるよう、魅力ある仕事の場を創っていきます。
- ・移住希望者からの様々な相談に一貫して対応する体制の整備や、栄村への移住のためのPRを積極的に行います。
- ・行政だけでなく地域住民や先輩移住者などとも連携しながら、移住希望者に対して栄村ならではの魅力を伝えることで、移住の実現を目指します。
- ・地域おこし協力隊を積極的に雇用し退任後の定住につなげるため、募集方法の充実、活動内容の明確化や村内団体等への業務委託を進めます。

2 住宅対策

【現状と課題】

- ・移住者を受け入れるための住宅や、介護施設、再生可能エネルギー事業などで新たに創出される雇用に対応するための住宅の確保が求められています。
- ・空き家が増加しており、その対策が求められています。
- ・現在の村営住宅は老朽化が進み、維持管理費が増えています。

【施策の方針】

- ☆民間企業と協力して賃貸住宅の整備を進めます。
- ・新築住宅や中古住宅、空き家の購入に対して支援します。
- ・所有者に空き家を適正に管理していただき、村の空き家バンクに登録してもらう事により、空き家の利活用を推進します。
- ・既存の村営住宅については、効率的な管理運営に努め維持管理費の縮減に努めます。

3 結婚支援

【現状と課題】

- ・少子化の要因の一つとして、晩婚化や未婚率の上昇が挙げられます。また、それらの原因として「出会いの場が少ない」「異性とのコミュニケーションが苦手」「経済的不安」「結婚願望の希薄さ」などが挙げられます。
- ・未婚にともなう少子化は、将来の村の担い手不足や地域力の低下、過疎化の懸念が一層高まる要因にもつながります。結婚希望者に対する婚活支援が必要です。

【施策の方針】

- ☆村内の結婚希望者に対して、イベントの開催やマッチングシステムの活用など、ニーズに合った多種多様な出会いの場の創出を図ります。

4 関係人口の拡大

【現状と課題】

- ・友好、姉妹都市との教育やスポーツの交流があります。
- ・東京栄村委会や栄村関西の会など、村を応援してくれる個人や団体との交流を行っています。
- ・各集落において自主的に地域を応援してくれる人々と関係を築く動きがあります。
- ・毎年ふるさと納税をしてくださる方々がいます。

【施策の方針】

- ☆友好、姉妹都市と定期的な情報交換を行いながら交流推進体制を整備し、幅広い分野での住民間交流活動を積極的に支援します。
- ・地域の普請や行事、イベントの開催などによる各集落の自主的な関係人口の創出を応援します。
- ・村を訪れた人への栄村ならではの温かいおもてなしや、ふるさと納税などによる人の繋がりを大切にして、栄村に関心を寄せててくれる人や応援してくれる人を増やします。

成 果 指 標		
項 目	基 準 値 (R2)	目 標 値 (R8)
村の人口	1,667 人	1,500 人
移住者数	4 人	(年 3 組) 6 人
地域おこし協力隊退任後の定住率	43%	55%
空き家バンク新規登録数	4 件	5 件
祝金支給件数 (R4-8 累計件数)	0 件	10 件

第2節 集落の活性化

【現状と課題】

- ・地域や集落のあり方について住民や各集落等が主体的に考え、行動することが求められています。
- ・集落と行政が一体となった村づくりを進めるため、村民一人一人が集落を基本とした地域行政の維持と活性化に深くかかわっていく必要があります。
- ・少子高齢化による人口の減少などにより、人手不足や集落維持経費の調達難が深刻になり、地域行事や普請の実施が困難になるなど、集落機能の低下が進んでいます。
- ・村主催の集落懇談会や各種審議会、アンケートの実施などにより、村民の率直な意見や要望の掘り起こしを図っています。

【施策の方針】

☆今後の集落のあり方や将来ビジョンについて、住民や各集落等が主体的に考えるきっかけとなるように勉強会や講演会などを開催していきます。

- ・少人数集落が増えてくることから、課題解決や地域の維持・活性化のため、集落を超えた広域的地域が連携して取り組むこと（集落ネットワーク圏）が必要です。そのための人材育成や新たな地域運営の仕組み（地域運営組織）の構築について積極的に支援していきます。
- ・村民や集落、各種団体が主体的に取り組む地域づくり活動について多面的に支援します。
- ・女性や若者一人一人が主役として地域づくりに参加しやすい環境を整えます。

成 果 指 標		
項 目	基 準 値 (R2)	目 標 値 (R8)
集落の将来ビジョンに対する取組み件数	1 件	5 件

第3節 行政運営

1 行政運営の充実と効率化

【現状と課題】

- ・事務や組織の見直しなど、行政運営の効率化を考慮しながら職員数を適正に管理してきました。
- ・医師、看護師などの専門職員の配置については、中長期的な計画に基づいて職員を確保していく必要があります。

【施策の方針】

☆職員の資質向上を図るための研修を充実させ、村民のニーズに合った組織の運営、村民に最適なサービスの向上に努めます。

- ・職員採用については栄村定員管理計画に基づき適正を行い、適正な職員配置に努めます。
- ・多様な人材を確保・育成するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域等政策支援員制度の活用について検討します。

2 適正な財政運営

【現状と課題】

- ・公共施設など村有財産について、今後の利用や管理運営方法について検討が必要です。
- ・人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税収の減少や、地方交付税の減収に加え、栄村震災復興基金がなくなる事などにより財源確保がより厳しさを増すことが考えられます。
- ・村の人口や国の情勢などを注視しながら事業計画や財政計画を策定し、安定した財政運営を図る必要があります。

【施策の方針】

☆公共施設個別施設計画や公共施設等総合管理計画などに基づき、住民などの意見を踏まえながら村有財産の統廃合や効率的な維持管理に努めます。

- ・効率的な財政運営と経常経費の節減に努めるとともに、国、県などの補助制度の効果的活用や、企業版ふるさと納税制度の導入、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく地方債の借入などにより、財源確保に努めます。
- ・村税や使用料などの収納率の向上に取り組むとともに、法令に基づく滞納整理の推進など自主財源の確保に努めます。

3 広域連携の推進

【現状と課題】

- ・長野県の北信 6 市町村で北信広域行政組合を組織して介護老人福祉施設の運営を行い、北信 4 市村で岳北広域行政組合を組織し岳北消防本部の運営を行っています。また、新潟県津南町と組織する津南地域衛生施設組合について、ごみ・し尿処理、火葬施設の運営を行っています。その他、観光事業や病院運営についても近隣市町村と連携して実施しています。
- ・時代に即応した広域連携事業の推進が必要となっています。

【施策の方針】

☆村民にとって最適な広域行政サービスを充実させるため、関係市町村と連携して推進体制を強化するとともに、運営施設の適正な管理と整備に取り組みます。

- ・人口減少と少子高齢化の進展や地域経済の縮小などが懸念される中で、村独自で課題解決に取り組むより、広域連携による取り組みが有効となってくる事が予想されることから、北信地域自立圏などによる取組みを強化していきます。

4 情報通信基盤の強化と行政のデジタル化、情報発信

【現状と課題】

- ・光ケーブルによるケーブルテレビの整備が完了し、村内全域で同一のテレビ視聴環境や情報通信環境が整っています。
- ・観光宿泊施設や小中学校を中心に、建物内での Wi-Fi 環境整備は進んできています。
- ・行政サービス等について、デジタル技術を活用し、住民の利便性の向上と業務効率化が求められています。
- ・広報誌「広報さかえ」や告知放送、村公式ホームページなどにより、村内外に情報を発信しています。

【施策の方針】

☆広報は記事の内容を充実し、村ホームページ、SNS など多様な方法で、様々な方が取得しやすく分かりやすい効果的な情報発信を行います。

- ・村内のケーブルテレビ網を軸に、村内の高速大容量通信基盤の整備を進めます。それにより、サテライトオフィスやテレワーク等が可能な場所を増やします。
- ・情報化に対応できる人材の育成に努め、ICT 技術を行政の様々な分野に活用することにより、行政の情報化を一層推進し、政策形成に資するとともに、行政事務の効率化と行政サービスの迅速化を推進します。
- ・高齢者など多くの住民がデジタル情報を活用できるように支援に努めます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
正規職員数	71 人	64 人
実質赤字比率	—	—
ホームページアクセス数	490,000PV	528,000PV

* PV (ページビュー)・・・閲覧数のこと

第4節 自然保護と景観

【現状と課題】

- ・村民一人一人が栄村の豊かな自然の重要さを認識し、保全のための気運を高めていくことが大切です。
- ・村内は希少で貴重な動植物が数多く生息していますが、温暖化や環境の変化、乱獲などにより減少が危惧されています。
- ・一定規模を超える開発行為（建築・改修）は、条例により届け出を義務付け、開発行為の監視を行っています。
- ・耕作放棄地や手入れされていない山林、空き家も増え、美しい中山間地の風景が失われつつあります。

【施策の方針】

☆自然保護に関する専門家と連携して栄村の豊かな森林資源や自然環境、希少動植物の調査・保護・保全を積極的に進めます。

・住民に対し、栄村の自然環境に関する情報を積極的に発信することにより、関心を持って楽しみながら、主体的に保全活動に取り組む気運を醸成します。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
自然保护に関する学習会・報告会の開催	1回	3回

第5節 新たな社会への対応

1 脱炭素社会の実現

【現状と課題】

- ・地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現するための「脱炭素社会」に向けた再生可能エネルギーの普及が求められています。
- ・栄村森林組合が製造する木質チップや搬出間伐材などを活用し、白鳥地区で木質バイオマス発電所の建設に取り組む民間企業があります。
- ・村の豊富な資源を背景に、小赤沢地区で小水力発電所、屋敷地区では地熱発電所の建設に向けて取り組む民間企業があります。また、村内各地で小水力発電の可能性調査が行われています。

【施策の方針】

☆地域資源を活用した木質バイオマス発電や小水力発電など再生可能エネルギー事業に取り組む民間企業を支援します。

・公共施設における太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及拡大、施設のLED化や公用車のEV化などを促進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

- ・雪氷熱、地中熱など幅広い再生可能エネルギーの利活用について研究を進めます。
- ・村民と地球温暖化や脱炭素社会等についての理解を深めながら、節電やエコドライブの実施、省エネ家電やエコカーへの買い替えなど家庭でできる取組みを一緒に進めます。

2 多様性の尊重と新たな生活様式

【現状と課題】

- ・少子高齢化や国際化、情報化の進展と価値観の多様化などにより、様々な個性や価値観を持った人々がいます。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延により、新しい生活様式が普及しています。

【施策の方針】

☆年齢、国籍、障がいのある人、多様な性と性を定めない人（L G B T Q）など、多種多様な人々が自分らしく生きることができるよう、村民が互いに理解を深め尊重し合える村づくりを進めます。

- ・未知の感染症の流行などによる生活様式の変化への対応とその徹底を図ります。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
再生可能エネルギー 事業着手数	0 件	3 件

第2章 災害につよい村づくり

今、気候変動を主要因とするさまざまな自然災害に直面しています。

私たちは、震災を乗り越えた経験を大切にして、村民一人一人が平素から自然災害がもたらす危険をチェックして、命を守る行動ができるようにします。そして、災害に備える態勢を不斷に整備し、災害につよい村を目指します。

第1節 防災・減災体制の強化

1 災害の防止

【現状と課題】

- ・土砂災害や雪崩などに備え、危険箇所の巡回と点検を行っていますが、村土も広く行政で全ての危険箇所を確認する事は困難です。
- ・近年、全国各所で気象変動を主要因とする豪雨災害や土砂災害が頻発しており、村でも千曲川水系での洪水や支流河川の氾濫、土石流災害に注意が必要です。
- ・近年、千曲川増水に伴う家屋への浸水被害や、大雪による倒木などが原因となり長時間の停電が発生するなど、気象変動による自然災害の被害が生じています。
- ・村内全域にデジタル無線設備を整備するとともに、指定避難所を確保し新型コロナ感染症対策のための間仕切りや衛生用品、食料などの備蓄を進め、災害時に対応できる体制を整備しています。

【施策の方針】

- ☆ハザードマップに基づく危険個所の再確認や避難情報発令への備え等、行政の災害警戒態勢の点検と整備強化を図ります。
- ・集落や地域においてハザードマップ学習会や危険箇所実地観察会等の防災教育を外部有識者と連携して実施し、村民の防災意識を高め地域防災力の強化を図ります。
 - ・様々な災害に対応した訓練を定期的に実施し、災害時に自ら考え行動できる体制を整備します。
 - ・防災用品や設備の計画的な整備と適切な維持管理を行い、定期的に活用方法の訓練を実施するとともに、民間企業との協定なども活用し、災害に即応できる体制を強化します。
 - ・自然災害による被害を事前に防ぐため、国や県に対し河川護岸の危険箇所の改修要望や、送電線や村道沿いの樹木伐採を行います。
 - ・長野県による信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにより堤防事業及び百合居橋の架替事業が着手となったことから、村として事業予定地の収用や家屋の移転など、長野県と地域住民との懸け橋となり事業の良好な進捗に努めます。

2 消防体制の強化

【現状と課題】

- ・消防団は、村民と密接な防災活動組織であり、地域防災のリーダーとして大きな役割を担って

います。

- ・少子高齢化に伴い消防団員が減少しているため、消防団員がいない地域もあり、団員の負担軽減と効率的な消防団活動を支えるための検討が必要になっていきます。
- ・常備消防として飯山消防署栄分署が設置されており、隣接する十日町地域消防本部とも相互応援協定を結び、広域的消防体制を整えています。

【施策の方針】

- ・消防団は村の防災力の根幹を成す組織であることから、消防団員の確保を図ります。
- ・様々な災害に対応し、村民の生命・財産を守るため、各種訓練を実施し消防団一人一人の知識と技能の向上を目指します。
- ・消防団員を確保するため、行事の見直しなどを積極的に進め、消防団員の負担軽減を図ります。
- ・消防施設や消防資機材などの管理を適正に行うとともに、老朽化した施設や資機材などの整備・更新については、配置場所や配置基準の見直しも含め、長期計画に基づいて実施します。
- ・関係市町村と協力し、広域的消防救急業務体制の維持と機能強化を図ります。

第2節 道路ネットワークの整備

【現状と課題】

- ・1級村道 22 km、2級村道 50 km、その他村道 279 kmで、総延長は 351 kmにも及びます。このため、村道の維持管理作業には時間と労力を必要とします。
- ・村道の橋梁が 40 橋あり、その多くが老朽化しているため、修繕が必要です。
- ・国道 405 号では車のすれ違いができない未改良区間や、群馬県中之条町までの未供用区間があります。
- ・県道秋山郷森宮野原(停)線は、住民生活や広域観光の面から一日も早い整備が必要となっています。
- ・県道長瀬横倉(停)線、奥志賀公園栄線は、急カーブ・急勾配の連続する路線で、冬期間はスリップ事故の多発地帯です。安全な通行確保のため早期改良整備が必要です。

【施策の方針】

- ☆村土が広く、集落が点在しているため、国県道と村道から成る道路網を災害時の迅速な対応を可能とする強靭なものとする必要があります。
- ・村道の改良と維持管理を計画的に進めていきます。また、維持管理については、直営作業班の維持や業者委託を増やすなどの対応により道路交通の安全確保に努めます。
- ・修繕が必要な橋梁については、補助事業を活用して計画的に長寿命化を図ります。
- ・国道 405 号は、狭小区間や未供用区間の解消を引き続き県へ強く要望していきます。
- ・県道秋山郷森宮野原(停)線は、冬期間に国道 405 号が雪崩などで通行不可になった場合のう回路という意味からも、道路整備を要望していきます。
- ・県道長瀬横倉(停)線、奥志賀公園栄線については、未改良区間の早期改良や拡幅整備を強く要望していきます。

第3節 豪雪災害対策

【現状と課題】

- ・生活道路の確保のため、幹線だけでなく集落内道路の除雪も実施していますが、集落内道路は幅員が狭く、排雪場所の確保が困難であり対応に苦慮しています。
- ・除雪作業員の高齢化により、若者を中心とした技術者の養成が急務です。

【施策の方針】

- ☆道路改良や排雪箇所の確保に努め、除雪体制の強化を図ります。
- ・除雪機械を計画的に更新して作業の効率化を図ります。
 - ・運転作業の資格取得制度を広く村民に周知し、技術者の育成と確保を図っていきます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
村内道路改良率 (国県道含む)	34.85%	36.00%
除雪延長 (県受託路線含む)	68.0km	68.0km

第3章 活力ある村づくり

地域資源の複合的有効活用により、村の産業を力強く発展させていきます。

村の土台を成す農林畜産業の持続的発展と、豊かな自然環境を活かした山村体験型観光の創造的な展開を目指します。さらに、豊かな自然環境を活かした再生可能エネルギー産業を軸に商工業の新たな発展を目指します。

第1節 農業・畜産業

1 農業

【現状と課題】

- 当村の稻作は経営規模が零細な農家が大半で、営農組織などがその作業を補っていますが、生産組織の拡充による共同作業の更なる効率化が必要になってきています。
- 農業従事者の高齢化が進み、水路、農道などの農業施設の維持管理が困難となっています。
- ほ場整備の進展により、集落営農を中心とした大型機械での共同作業化が進み、震災後に村で整備した乾燥調整施設を活用し、統一品質の水稻の生産に取り組んでいます。
- 水稻を基幹とし、野菜などの複合経営が生産の主体となっていますが、農産品は地域ブランドとしての知名度が低く、高齢化などにより生産者も減少しており野菜生産量は減少しています。
- 野生鳥獣による農作物の被害が続いている、更なる対策が必要となっています。

【施策の方針】

☆現在の水田を今後も継続して耕作していくため、集落営農組織間の連携や機能充実、集落営農組織の法人化等を積極的に推進します。このために、中山間地域等直接支払い制度や棚田地域振興法に基づく棚田加算等を積極的に活用していきます。

- 農業関係団体や、意欲ある農業者を支援し、新規就農者及び農業後継者の確保・育成に向けた支援体制を構築し、新たな複合経営体系などを提案していきます。
- 農業基盤の整備により作業効率の向上を図ります。また、老朽化した用水路や農道などの整備を進め、地元による維持管理活動を支援します。
- 農産物の品質向上など「美味しい農産物」の生産に取り組み、農産物の差別化を図りながら地域ブランドの推進を図ります。
- 電気柵の補助や適切な管理指導、また、専門員の見回りなどによる鳥獣被害の予防策の強化に努めます。

2 畜産業

【現状と課題】

- 畜産経営は、積雪などの影響による経営の効率化のための生産経費に対する支援が求められています。
- 低利な資金の借り入れなどの金融支援が必要となっています。
- 堆肥の安定供給が求められており、またその利用の拡大も求められています。

【施策の方針】

☆畜産経営の改善を目指し、経費削減策や資金などの相談ができるよう関係機関との連携を強化します。

- ・畜産経営への支援及び畜産業従事者の育成支援に努めています。
- ・JAなどと連携して、「北信州美雪和牛」をふるさと納税の返礼品として活用し、知名度の向上と新たな消費拡大を目指します。
- ・有機農業の推進に合わせ、堆肥の利用促進と供給体制の充実強化を図ります。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
米の農業粗生産額	24,000 万円	24,000 万円
畜産飼育頭数	339 頭	350 頭

第2節 林業

【現状と課題】

- ・森林のもつ多面的機能に注視した防災、減災対策を含めた里山などの森林整備が求められています。
- ・間伐材の有効活用と特用林産物の生産拡大と販売支援が求められています。
- ・森林面積が広い当村において、林道は林業経営や森林施業の管理道路として重要な路線です。
- ・林道秋山線は、観光林道として春から秋まで利用されていますが、落石等が多い事や草が繁茂する夏場は見通しが悪くなるなど、事故につながる可能性があります。
- ・整備されていない森林の増加により、野生動物の生息地域が人里に近くなり、野生鳥獣による農産物被害が増加しています。

【施策の方針】

☆森林整備を促進するため、境界明確化や森林簿のデータ化を進め、林業団体が作成する森林經營計画作成のための団地化の取り組みを支援します。また、山林活用が容易となるように林道・作業道の整備を進めます。

- ・林業団体への支援や新規林業従事者の育成支援に努め、林業生産額の増加を目指します。
- ・大雨等の被害による土砂災害防止のため、山林所有者から保安林指定の理解を得ながら、国や県に対して治山事業の要望活動を進めていきます。
- ・きのこ、山菜などの特用林産物の一層の生産振興や、地元産材を活用した木工品開発を進め、ふるさと納税などを活用して販路の拡大を目指します。
- ・林道の崩落の恐れのある法面の改良工事を優先的に行い、維持管理については、直営作業や業者委託により実施し、安全性を確保します。
- ・森林整備の促進や農地などに隣接する森林の下草刈りを帯状に実施するなど、野生鳥獣の生息

域を人里から離すことで、農作物などの被害低減を図ります。また、狩猟従事者の育成や支援、狩猟鳥獣（ジビエ）を活用した地域の取り組みを支援します。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
林業従事者数	21 人	25 人

第3節 商工業

1 商工業

【現状と課題】

- ・村内の商店は、経営者の高齢化と後継者不足から閉店が増える一方で、村内消費者は、豊富な品揃えや低価格を理由に村外の大型店等の利用が増えています。
- ・森宮野原駅交流館、栄村秋山郷観光協会などの観光案内施設により人の流れを森宮野原駅前に誘導していますが、商店街での消費には大きく結びついていません。
- ・商工会による経営相談などが行なわれています。また、商工業者は村及び県の制度資金が利用できます。

【施策の方針】

☆事業資金の斡旋や保証料の補助など、村内事業者の経営支援に取り組みます。

- ・村と商工会が連携し、村内消費活性化のため取り組みや、他地域の事例研修などを進めます。

2 創業支援

【現状と課題】

- ・移住者を中心に、村内で起業する動きが見られます。
- ・村の資源を生かした村内企業の新規事業の取り組みや、村内への進出の可能性を探る企業があり、今後も期待されます。

【施策の方針】

☆若者のチャレンジ事業を応援し、起業の取り組みを支援します。

- ・地域資源を活用した産業の創造・企業誘致に努め、継続的な雇用の創出を目指します。
- ・相談窓口を設置し、商工会・経済団体などの支援団体と協力して、創業支援及び企業誘致に取り組みます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
行政支援に関する創業件数	2 件	2 件

第4節 観光業

1 山岳・高原観光

【現状と課題】

- ・登山のため秋山郷を訪れる方が多いため、安全確保のため継続的な登山道整備が必要となっています。
- ・苗場山自然体験交流センターは、苗場山頂唯一の宿泊施設であり毎年一定程度の利用者はありますが、天候に大きく左右されます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、自然の中で過密を避けた登山・キャンプなどのアウトドア需要が高まってきています。
- ・信越トレイルやスノーカントリートレールが開通し、観光資源として活用されています。

【施策の方針】

- ☆苗場山など2,000m級の「日本百名山」「日本三百名山」に選定されている山々こそ秋山郷観光の最大の基軸です。山情報の発信、道標や登山道整備、登山ガイドの育成を進め、登山者の増加を目指します。
- ・とくに、苗場山自然体験交流センターの改修、登山者・下山者の足の確保（山タクの活用等）を進めます。
 - ・もう一つの柱はキャンプです。キャンプ場の環境整備を進めます。
 - ・関係市町村と連携を強化し、信越トレイルやスノーカントリートレールの積極的な利用促進を図ります。

2 スキー場

【現状と課題】

- ☆オープンから25年が経過し、時代とともに入込数、売上とも減少しており、リフトの改修や圧雪車の更新などが必要となっています。
- ・スキー人口の減少により、大きく入込みを増加させることができ大変難しくなっていますが、新雪を求めるユーザーの利用が平日も一定程度あります。
 - ・スキー場で働く人の全てを村内で確保することは難しくなっていますが、村外の若者などを積極的に惹きつけ、必要な人材の確保を図っています。

【施策の方針】

- ☆ゲレンデから拡がる絶景や本格的なコース設定、プライベートゲレンデとして楽しめるアットホームなスキー場の魅力をより多くの人に発信し、新規顧客の獲得を目指します。
- ・雪を楽しめるスノーラフティングやエアーボード、かまくら体験など多種多様なメニューの提供に取り組み、来場者の増加につなげます。
 - ・レストランメニュー やセンターハウス2階の利活用など、ゲレンデ以外の楽しみ方について研究します。
 - ・村民がより一層利用しやすい環境を整え、村民の利用促進を図ります。

- ・グリーンシーズンは、マレットゴルフやキャンプ、遊具の整備など自然の中で楽しめる施設利用を検討します。

3 道の駅

【現状と課題】

- ・国道沿いに面し、長野県最北端の道の駅として村内で最も集客数が多い観光施設です。
- ・道の駅エリア店舗の合理的な運営体制整備が望まれています。
- ・物産館の2階部分や直売所隣の店舗スペースの有効利用が求められています。

【施策の方針】

☆村の観光窓口であり観光拠点施設として、施設の充実を図ります。

- ・道の駅での栄村産品の販売拡大と、村の情報発信を積極的に展開します。そのために、栄村物産館と農産物直売所の合理的な運営体制の整備を図ります。
- ・空きスペースや空き店舗の積極的な活用により、集客につなげていきます。

4 観光イベントと情報宣伝

【現状と課題】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客が減少しているため、感染症の収束後に向けた取り組みが必要です。
- ・多様な手段で、魅力ある観光情報をリアルタイムに発信することが必要です。
- ・苗場山麓ジオパークを活かした観光施策が求められています。

【施策の方針】

☆山岳観光・高原観光、スキー場を基軸とした観光宣伝とイベントを推進します。

- ・ホームページやSNSを積極的に活用して、苗場山・鳥甲山、佐武流山に関する情報発信の強化を図ります。
- ・スキー場のゲレンデ状況や直売施設の旬の山菜・野菜の情報など時季の情報をリアルタイムに発信します。
- ・近隣市町村と連携して、苗場山麓ジオパークや自転車を活用した誘客を進めます。また、雪国観光圏、信越自然郷、長野県観光機構などと連携し、広域的な宣伝活動に取り組みます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
登山者数 (苗場山・佐武流山・鳥甲山)	2,221 人	6,000 人

第4章 健やかに暮らせる村づくり

子どもたちがのびのびと逞しく育ち、お年寄りがいつまでも元気に生きがいと楽しみをもつて暮らし続けられるように、福祉や医療体制の充実に努めます。

村民一人一人が「自らの健康は自ら守る」意識を醸成し、「互いにいたわり助け合う」やさしさと思いやりのある村を目指します。

第1節 子どもが健やかに育つ環境

1 子ども福祉と母子保健

【現状と課題】

- ・福祉医療費制度では、18才までの子どもの医療費を対象に支援しています。
- ・ひとり親家庭は、一人で仕事と子育ての両立をしなければならず、経済的また精神的にも負担が大きくなっています。
- ・出生数の減少、核家族化、子育て仲間が近所にいない、実家が遠方などにより、孤独感や不安感を抱えながら子育てをしている人がいます。
- ・妊娠期から出産まで、新生児訪問、乳幼児健診、子育て相談日、個別訪問などにおいて、子育て相談の機会を設けています。
- ・不妊治療等助成の支援を実施しています。
- ・子どもの虫歯や生活習慣病予防のための健康教育を、学校、診療所、保健所など関係機関と連携しながら実施しています。

【施策の方針】

☆安心して出産し子育てできる環境整備を進めるため、地域と行政が連携して切れ目のない子育て支援を行ないます。

- ・子どもにかかる医療費や高校生などの通学に係る経費について支援を継続します。
- ・ひとり親家庭については、健康で経済的に安定した生活に向けて、関係する機関と連携し、必要な支援を行います。また、福祉施策の周知や相談、助言などを行います。
- ・保健師等による家庭訪問と相談の実施や健康教育の充実を図ります。
- ・健診や、子育て支援ルームを活用した保健事業などを通じて、保護者同士の交流の機会をつくります。
- ・不妊治療だけではなく、不育治療希望者も支援し周知啓発を進めます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
子育て相談会回数	16 回	18 回

第2節 高齢者福祉

1 高齢者福祉と社会参画の推進

【現状と課題】

- ・村の人口の2人に1人が高齢者となり、高齢化率が年々上昇している状況です。
- ・高齢者が生きがいを持って生涯現役で活躍できる仕組みづくりが必要です。
- ・栄村老人クラブ連合会が解散するなど、老人クラブの活動は衰退しており、老人クラブに代わる、体制づくりを考える必要があります。
- ・村内で森地区以外に日用品の販売店舗がないため、移動手段のない高齢者等は、宅配サービスや移動購買などに頼る状況です。

【施策の方針】

☆高齢になっても地域や周囲の人の支援ができる仕組みを作ることで、いつまでも生きがいを感じながら暮らせる村を目指します。

- ・高齢者の持つ豊かな経験や知識、技術を発揮できる体制づくりを進めることで、生涯現役で活躍できる高齢者を増やします。
- ・集落や地域の趣味サークル団体の支援や、世代を超えた交流イベントの開催など様々なコミュニケーションの場を創出します。
- ・高齢者等の買い物弱者への対策について、集落や地域などと協力して研究を進めます。

2 一人でも多くの高齢者が自宅で暮らせる生活支援の強化

【現状と課題】

- ・高齢者及びその家族が安心して生活ができるよう、介護サービス事業所と連携を図り、適切なサービスの提供に努めています。
- ・介護予防事業に積極的に取り組み、高齢者世帯の生活機能の維持・向上に努めています。
- ・地域包括支援センターでは、個々の高齢者の相談を受け適切なサービスの提供に繋げています。
- ・被保険者1人あたりの給付費は年々増加していることから、施設入所ではなく、要介護状態になってしまっても住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るような支え合い体制の構築や関係機関との連携が求められています。
- ・高齢者が自らの意志に沿って利用サービスを選択し、自立した生活を送ることのできる支援が必要です。
- ・村内で森地区以外に生鮮食料品や日用雑貨などの販売店舗がなく、高齢者の買い物支援が課題となっています。

【施策の方針】

☆要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、地域の生活支援や見守り体制の整備、高齢者とその家族の支援などの体制づくり、機能強化に取り組んで行きます。

- ・高齢者が安心して暮らせるように、地域包括支援センターの保健師や介護支援専門員を中心に高齢者世帯の訪問活動を充実させ、きめ細かな支援に努めます。
- ・要介護認定者の意思を尊重しながら、希望するサービスが円滑に利用できるようにサービス事

業者等との連携、調整に努めます。

- ・今後も安定した介護保険制度を継続するため、介護給付の適正化に取り組み、介護保険の健全運営を図ります。
- ・フレイル（虚弱）や低栄養などの課題に対して、介護予防事業をさらに充実させ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が出来る期間（健康寿命）の延伸を図ります。
- ・移動手段のない高齢者の買い物支援について、集落や地域などと協力して研究を進めます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
介護予防への取り組み (意識して取り組んでいる高齢者の割合)	23.4%	33.0%
安心して暮らせる地域 (この地域が安心して暮らせる地域だと感じている高齢者の割合)	68.8% *	84.0% *
介護保険サービスの満足度 (介護保険サービスに満足している高齢者の割合)	73.9% *	86.0% *

* 居宅要支援、要介護者の回答

第3節 健康増進と安心できる医療の確保

1 健康増進対策

【現状と課題】

- ・健康状態の把握のために重要な特定健診の受診率向上に向けて様々な事業を展開しています。住民へ向けた更なる健康づくりの啓発が必要です。
- ・健診結果を分析しながら、疾病予防及び重症化予防に努めていますが、医療費が年々増加している状況です。
- ・当村の国民健康保険被保険者では、総医療費に占めるがん治療に係る医療費の割合が高くなっています。各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療につなげていますが、更なる受診率の向上が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症対策の徹底を図るとともに村民が予防接種を受けやすい体制づくりに努めています。
- ・各地区の保健推進員に健診の受診勧奨等保健事業への協力を得たり、自主学習の充実を図りながら健康づくりに向けた活動をしています。
- ・栄村食育推進計画を策定し、健康増進のための食育を計画的に進めるように努めています。

【施策の方針】

☆特定健診及びがん検診、歯科検診等の受診率を向上することで生活習慣病の早期発見、早期治療につなげることで重症化予防に努めます。また、健診結果を活かした保健師による保健指導

- や健康教育、各種相談を実施し、生活習慣病予防のための生活改善を支援します。
- ・高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活が出来る期間（健康寿命）の延伸を図るため、地域の健康課題に対応した保健事業を展開するほか、介護予防事業と連携して一体的な取り組みを行います。
 - ・高齢者や乳幼児、児童生徒への予防接種や保健指導などにより感染症予防に努めます。
 - ・食育を子どもからお年寄りまで多くの人に広めるため、関係団体と協力して推進します。

2 医療施設・医療体制の整備

【現状と課題】

- ・直営の診療所（内科）と歯科診療所の利用者は、人口動態に比例して減少しています。
- ・村民の高齢化とニーズに応えるため、医療、介護、福祉の連携強化が必須となっています。
- ・救急、高度医療については、飯山赤十字病院、北信総合病院、津南病院、岳北消防本部などと連携体制が整備されています。
- ・診療所及び歯科医師住宅は老朽化が進んでいます。

【施策の方針】

☆村の直営診療所については、身近なかかりつけ医として治療やケアの枠組みにとらわれず、安心して暮らすことができるよう、今後も地域住民の健康を支えていきます。

- ・身近な医療で地域を支え、地域全体で医療を支える体制づくりを目指すため、地域住民と関係者が話し合える機会をつくります。
- ・小児医療、感染症、救急医療等の専門医療に対応する飯山赤十字病院や北信総合病院、津南病院の維持存続のため、関係市町村と連携して取り組んできます。
- ・予防接種や健診などの予防医療に努めています。
- ・直営診療施設や医師住宅は、効率的な維持管理を図っていきます。

3 医療保険制度の安定運営

【現状と課題】

- ・国民健康保険の被保険者は減少していますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあります。
- ・平成30年度から長野県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担っています。
- ・国民健康保険被保険者の特定健診受診率向上、特定保健指導に取り組んでいます。

【施策の方針】

☆国民健康保険財政の安定化を図るため、県では令和9年度までに保険税率の全県統一を予定しています。このため、村では国民保険税の激変を避けるための措置を講じていきます。

- ・各種保健事業や特定健診の充実により、疾病予防と健康づくりを進め、医療費の抑制を図ります。

成 果 指 標		
項 目	基 準 値 (R2)	目 標 値 (R8)
特定健診受診率	48%	60%

第4節 精神保健対策

【現状・課題】

- ・長野県において、健康問題や経済・生活問題、家庭問題などの因子が自殺の原因・動機として多くを占めていることが推定されています。
- ・心の病の予防と必要な方への早期介入のため、専門医による相談会を開催するほか、専門職による訪問や福祉関係者との連携会議などを行っています。
- ・医療機関との連携強化を図るとともに、圏域単位での精神医療体制の整備を検討しています。

【施策の方針】

- ☆誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指して、気軽に悩みを相談できる体制づくりを進めるとともに、専門職による訪問や関係職種間の横断的な連携により、心の病気の予防・深刻化の防止を進めます。
- ・悩みは誰しもが持ち、様々な支援があることを知ってもらえるよう、小中学校の児童・生徒に対し、こころの健康に関する教育や地域に向けた啓発を推進します。
 - ・心の病により治療が必要な方に対し、必要な医療が提供できる体制づくりを近隣市町村と連携して推進します。

第5節 障がい者(児)福祉

【現状と課題】

- ・村の人口が年々減少する中で、高齢化の進行に伴う身体障がい者が増加傾向にあります。
- ・障がい者自身や家族の高齢化により、家族による介助や支援が困難になるなど障がい者を取り巻く環境は変化しつつあり、家族の負担や不安が大きくなっています。
- ・障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らすための取り組みや、障がいの状況に応じた多様な働き方や就労定着のための支援が求められています。
- ・公共施設のバリアフリー化を進めてきましたが、全ての施設を整備することは困難であることから、再検討が必要です。
- ・自立した生活への体験や支援をとおし、障がいのある人をはじめ、地域の人が定期的に集える場として、障がい福祉支援事業「集いの場 にじいろ」を開設しています。

【施策の方針】

- ☆障がいの特性やニーズに応じた自立支援給付や障害児通所給付により、在宅生活を支援し、障

がいのある人や介護者の負担を軽減します。

- ・北信圏域障害者総合支援センターと連携して、障がいのある人の住まいの場(グループホーム、入所施設)を確保します。また、地域生活を支援するための相談支援体制を充実します。
- ・一般就労が困難な人が働く場を確保するため、就労継続支援事業所など多様な就労の場の就労支援を推進します。
- ・成年後見制度などの利用を支援し、障がいのある人の権利や利益の保護を充実します。
- ・障がいの有無にかかわらず、みんなが尊重され、安心して暮らしていける地域づくりを進めるため、集いの場等の充実を図ります。

第6節 生活環境の整備

1 簡易水道

【現状と課題】

- ・給水区域の統合により水道施設の合理化を図っていますが、給水人口に比べて施設数が多く、維持管理費に多額の経費を要します。
- ・配水池や管路など施設の老朽化に伴い、改修工事が必要となっています。

【施策の方針】

☆水道経営の長期的安定運営を図るため、水道料金の段階的な改定を検討します。

- ・安心で安全な水道水の供給を継続するため、施設管理の徹底に努めます。
- ・水道施設については、計画的な更新を進めます。

2 下水道

【現状と課題】

- ・村内の下水道施設の汚水処理普及率は、令和2度末で戸別合併処理浄化槽 85.2%、農業集落排水処理施設 98.8% となっています。
- ・両施設とも、経年による老朽化のため更新が必要です。
- ・農業集落排水処理施設の規模に対し汚泥量が少ないため、放流水の水質を安定維持していくためには多額の費用を要します。

【施策の方針】

☆老朽化に伴う農業集落排水処理施設の機能診断業務を実施し、継続更新について検討しています。

- ・老朽化により損傷した戸別合併処理浄化槽本体の更新を進め、生活環境の維持に努めます。

3 環境衛生

【現状と課題】

- ・津南地域衛生施設組合が運営するごみ焼却施設が老朽化により改修が必要となっています。

- ・国道沿いを中心に空き缶やタバコの吸殻などゴミのポイ捨てが多く、山間地には廃タイヤや家電製品など大型ゴミの不法投棄が後を絶ちません。
- ・毎年実施している河川及び井戸の水質検査結果は良好です。

【施策の方針】

☆津南地域衛生施設組合が運営するごみ焼却施設の今後のあり方について、津南町と検討しています。

- ・ゴミのポイ捨て防止に関する啓発用看板の設置や、不法投棄防止パトロールを実施します。
- ・河川の水質の安定を図るために水質検査を行うとともに、下水処理設備の普及を図っていきます。
- ・食品ロスや使い捨てプラスチックゴミなどの削減のため、「ゴミを減らす」「再利用する」「リサイクルする」活動を推進し、ゴミの減量化を推進します。

4 克雪対策

【現状と課題】

- ・高齢者や障がい者など弱者世帯の住宅へ雪害対策救助員や道踏み支援員を派遣して冬期の生活支援を行っています。
- ・道踏み支援員については、高齢化などにより担い手の確保が難しい状況です。
- ・克雪住宅普及促進補助金により、雪に強い住環境づくりを進めています。
- ・空き家の増加に伴い、適切な維持管理がされない家屋が増加しています。

【施策の方針】

☆高齢者や障がい者、疾病などのある方も安心して冬期間の生活ができるように、雪害対策救助員と道踏み支援員の確保を図り支援体制を継続します。

- ・村民と行政が協力して「自助、共助、公助」により、雪害の軽減を図っていきます。
- ・国・県の補助金を活用して克雪対策の充実を図ります。

5 交通安全の推進

【現状と課題】

- ・村内での交通事故の発生件数は横ばい状態ですが、高齢者の増加に伴い、高齢運転者の事故対策強化が必要です。
- ・村内はもとより、村外においても、村民が交通事故に遭わない起きないように、交通安全意識強化への取り組みが求められています。

【施策の方針】

☆飯山警察署、交通安全協会など関係機関と連携を強化し交通安全対策を推進し、交通安全思想の普及啓発を図ります。特に高齢者は交通事故の発生率が高いため、関係機関と連携し交通安全講習会等を定期的に開催します。

- ガードレールや街灯、横断歩道の白線など交通安全施設の整備を計画的に進めています。

6 防犯体制の確立

【現状と課題】

- 村内の犯罪発生件数は横ばい状態ですが、犯罪は年々巧妙化しており、飯山警察署管内では高齢者などを狙った特殊詐欺事案も発生しています。
- 村内で栽培している山菜などの盗難被害が発生しており対策が必要です。
- 犯罪の防止と夜間における村民の安全を図るため、防犯灯の設置や通学路に防犯カメラの設置を行っています。

【施策の方針】

- ☆飯山警察署などと連携し、悪徳商法やなりすまし詐欺に遭わないよう、告知放送などを通じて住民に注意を促します。特に高齢者に対しては、会合の場などを通じて注意を呼びかけるなど、啓発活動を強化します。
- 飯山警察署などと連携し、村内の定期的な防犯パトロールに取り組みます。
 - 地域防犯と安全確保のため、防犯灯などの整備を計画的に行います。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
水道料金回収率 *	49%	56%
汚水処理普及率	81%	90%
年間ゴミ排出量	541t	480 t
交通事故発生件数	0 年	0 年

* 給水に係る費用が、どの程度給水料金で賄えているかを表した指標

第7節 交通対策

【現状と課題】

- JR 飯山線の村内全ての駅が簡易委託駅で切符販売を行っていますが、利用者は年々減少している状況です。
- 村民の上越新幹線利用向上のために、越後湯沢駅前に津南町と共同駐車場を設置するとともに、南越後観光バス(株)による森宮野原駅との直通バスを運行しています。
- 北陸新幹線飯山駅が開業し、首都圏や北陸・関西方面に向かう交通手段が増えました。
- 村内のバス運行は全てデマンドバスとなっていますが、利用者が減少しており、運行コストとのバランスが課題となっています。

【施策の方針】

- ☆デマンド交通の利用状況を検証し、東部線・西部線・水内線・秋山郷線の利便性向上と、土日、

祝日のデマンド交通のあり方について検討します。

- ・JR飯山線の利便性向上のため、村内全ての駅で切符販売を継続していきます。
- ・路線バスの湯沢線と津南線については、運行の継続と利便性の向上に努めます。
- ・秋山地区住民の交通確保対策として、地区住民が主体的に運行する自家用有償旅客運送(山タク)について支援します。
- ・高齢者や障がい者など交通弱者のための日常生活を支える移動手段の確保を図っていきます。

成 果 指 標		
項 目	基準値 (R2)	目標値 (R8)
デマンドバス延利用者数 (秋山地区を除く)	3,689 人	3,300 人

第5章 豊かな心を育む村づくり

少數社会であるからこそできる、「一人一人を大切にし、その能力を豊かに育み、現代社会で自立できる多様な能力を身につけた子どもたちを育てる」教育を実現します。

また、子どもからお年寄りまで、全ての村民に学ぶ機会を提供し、村の持続的発展の担い手として絶えず成長する村を目指します。

第1節 子どもを育む

1 教育施設の整備

【現状と課題】

- ・村の児童、生徒数の減少により、平成28年4月に秋山小学校と栄小学校が統合し、秋山小学校は栄小学校秋山分校となりましたが、令和2年4月1日から在籍児童が居ないため休校となっています。
- ・耐震化工事等により、保育園と小中学校は耐震化構造となっていますが、全施設が平成3年以前に建築されたものであり、施設の老朽化により、補修や更新が必要になっています。

【施策の方針】

☆施設の老朽化及び小人数に応じた、保育園、小中学校の施設整備の研究を進めます。

- ・ICT関連の情報通信機器や設備等を計画的に整備していきます。
- ・休校の秋山分校の活用について、秋山地区のみなさんと協議し、将来につながる研究を進めます。

2 教育内容の充実

【現状と課題】

- ・少人数化のなか、保小中が連携した教育体制の研究が求められています。
- ・社会の変容に対応するためには、これまでの学力、情操、体力といった基礎的な力に加え、自ら考え行動する力が求められています。
- ・行動する大人へと成長するためには、地域交流を通した多世代交流や他校、村外の同世代交流といったコミュニケーション能力や、地域資源を活用した学習環境が求められています。
- ・デジタル化の促進やGIGAスクール構想により、ICTを活用したプログラミング教育やリモートを活用した授業の促進が求められています。
- ・これからの中等教育目標には、世界的目標である持続可能な社会（SDGs）を実現するための教育の推進(ESD)が求められます。
- ・保護者の就労及び生活環境が変わり、保育時間の延長や未満児保育、学童クラブ等の需要が高まっています。
- ・岳北地域管内の飯山高校と下高井農林高校は、年々、少子化により生徒数が減少しており、県立高校の再編・整備計画（二次）が進められています。

【施策の方針】

☆子どもたちの多様な価値観に対応する「総合力」を育むとともに、保育園・小学校・中学校へと切れ目なく繋いでいく教育体制の研究を進めます。

- ・地域交流や多世代交流を推進し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。
- ・ICTを活用した主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)を更に進めます。
- ・命の大切さや環境問題等、様々な課題解決に向けて、身近なところから総合的に取り組む学習を推進します。(ESD-SDGs)
- ・保育士や学童クラブ等指導員の適切な人員確保と内容の充実を図り、子どもたちが主体的に遊び学び合う環境づくりを進めます。
- ・飯山高校、下高井農林高校とも地域の将来を担う人材の育成のため重要な高校であることから、関係市町村等と連携して学校の存続に取り組んでいきます。

第2節 地域を育む

【現状と課題】

- ・時代の変容と共に、これまで集落を支えてきた「おたがいさま」の言葉に代表される共助の意識が薄れています。
- ・当事者意識の低迷で自ら考え行動することを、何事も行政や第三者に依存する傾向がみられます。
- ・住民グループの活動が、少子高齢化や人口減少により衰退しています。
- ・これまで暮らしの中に当たり前にあった村の風習や暮らしの文化が、生活スタイルの変容により失われつつあります。

【施策の方針】

☆村民一人一人が個性を發揮し、生き生きと暮らしてゆくために生涯を通じた学習の場を提供します。

- ・「あいさつ」を通して、お互いを認め合い、つながり、相手を思いやることができる村づくりを村民と一緒に進めていきます。
- ・自分の考え方について他者と対話し、共感し合い、学び合い、行動できる、住民主体の村づくりを村民と一緒に進めていきます。
- ・村民一人一人が持つ力を地域で発揮し、生きがいを持って暮らせるよう、共通の趣味や関心のある者同士がつながる場の確保やグループ育成と活動支援に努めていきます。

第3節 歴史を学び、文化を育む

【現状と課題】

- ・村指定文化財、県指定文化財をはじめ、貴重な動植物や文化財が存在します。村民が地域の宝として主体的に関心を持って保全し、後世に継ぐことが求められています。
- ・平成29年度から取り組んだ栄村誌は歴史編、自然編として編纂されました。
- ・村民が昔から継承してきた、わら細工や木工品等の技術や道具の記録を残していくことが求められています。
- ・栄村の風習や文化を語れる方が高齢化し、継承することが難しくなっています。

【施策の方針】

- ☆栄村誌で収集・整理された資料等を積極的に活用し、村民が村の豊かな自然、歴史、文化を認識し関心を深めることで、貴重な資産を後世に継承していきます。また、そのための拠点施設として栄村歴史文化館を活用します。
- ・文化財保全活用計画の策定を進め、村の指定文化財の保存活用や新たな指定について、栄村文化財保護審議会で結論を深めます。
 - ・人から人へと継承されてきた技術や道具、歴史文化、暮らしの知恵などが失われないよう、村民と一緒に保存に取り組んで行きます。
 - ・苗場山麓ジオパークを活用し、体験型の環境教育と防災教育に取り組みます。

